

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 特定計量器定期検査の実施 (三件) …………… 一
- ……… (生活文化局計量検定所検査課) …………… 一
- 市街地再開発組合の設立認可 …………… 二
- ……… (都市整備局市街地整備部再開発課) …………… 二
- 建築士法による行政処分 …………… 二
- ……… (都市整備局市街地建築部建築企画課) …………… 二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 …………… 三
- ……… (環境局環境改善部化学物質対策課) …………… 三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除 …………… 四
- ……… (同) …………… 四
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請 …………… 六
- ……… (生活文化局都民生活部地域活動推進課) …………… 六
- 特定非営利活動法人の合併の認証申請 …………… 七
- ……… (同) …………… 七
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出及び定款の変更の届出 …………… 七
- ……… (同) …………… 七
- 仮認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出 …………… 八
- ……… (同) …………… 八
- 開発行為に関する工事完了 …………… 八
- ……… (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課) …………… 八
- 東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴 …………… 八

## 告示

く会の開催 (二件) …… (環境局総務部環境政策課) …… 八

○ 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出 …………… 九

……… (産業労働局商工部地域産業振興課) …………… 九

### ●東京都告示第千三百八十七号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年九月十五日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会  
検査機関  
の名称

### ●東京都告示第千三百八十八号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年九月十五日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

- 一 検査地域 葛飾区
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成二十七年十月二十日から同年十二月二十二日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 (一) 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。
- (二) のほか、東京都計量検定所 (江東区新砂三丁目三番四十一号) において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

- 一 検査地域 中央区
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成二十七年十月十五日から同年十一月十七日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所
- 五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会  
検査機関  
の名称

### ●東京都告示第千三百八十九号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び

特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計に限る。)の所在場所定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年九月十五日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域 墨田区、荒川区、足立区、葛飾区及び江戸川区

二 検査期日 平成二十七年十月十九日から同月二十三日まで

三 検査場所 特定計量器(皮革面積計に限る。)の所在の場所

●東京都告示第千三百九十号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定に基づき渋谷駅桜丘口地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年九月十五日

東京都知事 外 添 要 一

一 組合の名称

渋谷駅桜丘口地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十七年九月十五日から平成三十三年十二月三十一日まで

三 施行地区

渋谷区桜丘町、道玄坂一丁目及び渋谷三丁目各地下

四 事務所の所在地

渋谷区桜丘町四番二十三号

五 設立認可の年月日

平成二十七年九月十五日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示場のほか、組合が適当と認める場所に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成二十七年十月十四日

平成二十七年九月十五日

●東京都告示第千三百九十一号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。)第十条第一項の規定による建築士の処分をしたので、同法第五項及び建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)第六条の三の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年九月十五日

東京都知事 外 添 要 一

一 被処分者

氏名

今 愼

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第二三九八〇号

二 処分をした年月日

平成二十七年八月十七日

三 処分の内容

戒告

四 処分の原因となった事実

法第二十二條の二に規定する講習を期限内に受講しなかったことが、法第十条第一項第一号に該当するため

一 被処分者

氏名

山田 峰弘

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第六四七四七号

二 処分をした年月日

平成二十七年八月十七日

三 処分の内容

戒告

四 処分の原因となった事実

法第二十二條の二に規定する講習を期限内に受講しなかったことが、法第十条第一項第一号に該当するため

一 被処分者

氏名

加藤 諭

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第七七六五号

二 処分をした年月日

平成二十七年八月十七日

三 処分の内容

戒告

四 処分の原因となった事実

法第二十二條の二に規定する講習を期限内に受講しなかつたことが、法第十條第一項第一号に該当するため

一 被処分者

氏名

木村 光行

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第八〇七六六号

二 処分をした年月日

平成二十七年八月十七日

三 処分の内容

戒告

四 処分の原因となった事実

法第二十二條の二に規定する講習を期限内に受講しなかつたことが、法第十條第一項第一号に該当するため

●東京都告示第千三百九十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」とい

う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年九月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区大森西

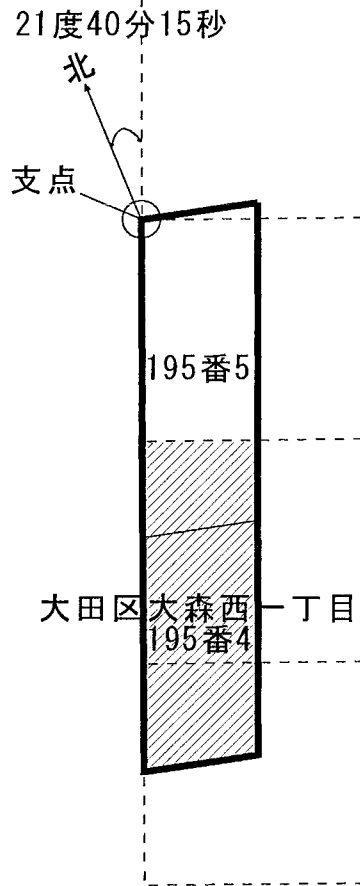
一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十

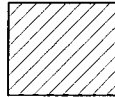
九号)第三十一條第二項の基準に適合していない特定有

害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
-  形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、大田区大森西一丁目195番5の最北端とする。

【格子の回転角度（21度40分15秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百九十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第四百一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年九月十五日

東京都知事 舛添要一

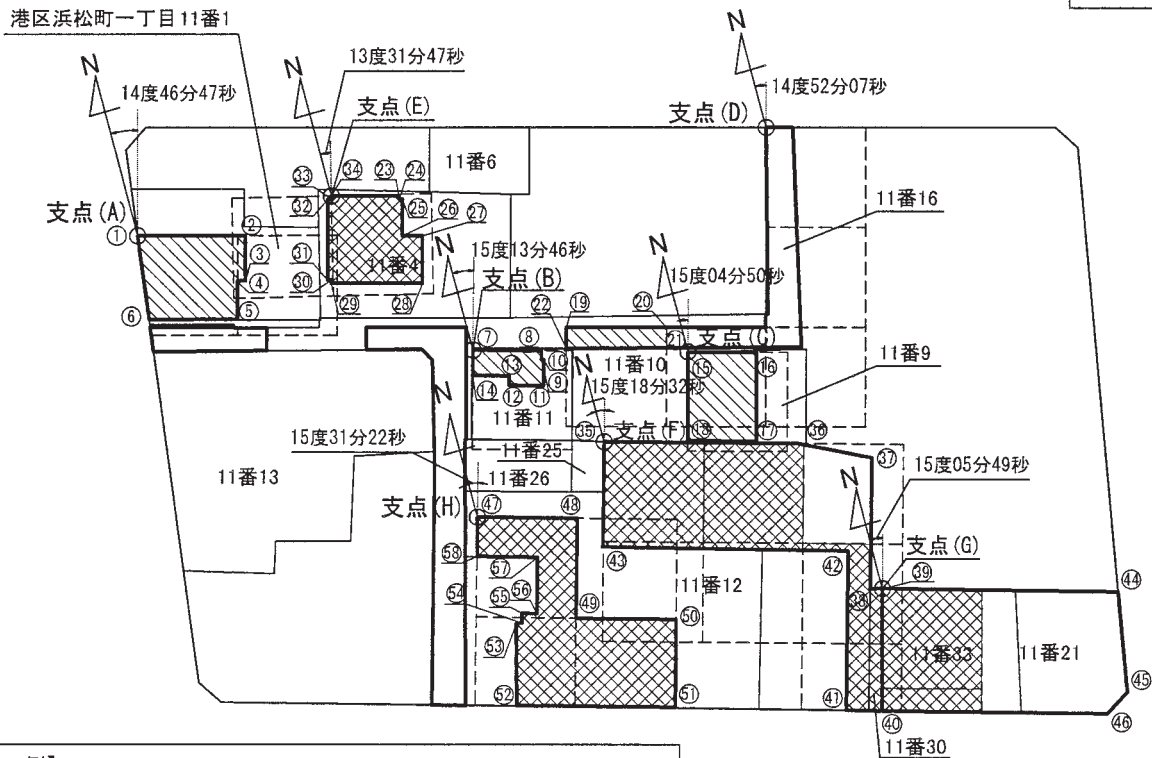
一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区浜松町一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 セレン及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 形質変更時要届出区域 (この告示で指定を解除する区域) ----- 単位区画
- 形質変更時要届出区域 (平成27年東京都告示第954号で指定した区域) ----- 筆境界
- 調査範囲

【支 点】

支点は、調査範囲の最北端とし、それぞれの地点の座標を下表に示す。

支点名	A	B	C	D	E	F	G	H
X	-37737.7453	-37757.424	-37763.121	-37743.4194	-37738.882	-37769.7281	-37791.0663	-37773.7707
Y	-6916.4747	-6886.927	-6866.178	-6852.8598	-6896.687	-6876.5774	-6853.3645	-6890.7871

※本座標は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成13年法律第53号）附則第2条の規定により、日本測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示し、それぞれの格子の回転角度を下表に示す。

支点名	A	B	C	D	E	F	G	H
角 度	14度46分47秒	15度13分46秒	15度04分50秒	14度52分07秒	13度31分47秒	15度18分32秒	15度05分49秒	15度31分22秒

【座標値一覧表】

測点名	X座標	Y座標	測点名	X座標	Y座標	測点名	X座標	Y座標	測点名	X座標	Y座標	測点名	X座標	Y座標
1	-37737.7453	-6916.4747	13	-37760.8676	-6884.1064	25	-37741.031	-6889.896	37	-37778.1582	-6851.0607	49	-37786.0822	-6883.828
2	-37740.4966	-6906.0466	14	-37759.894	-6887.607	26	-37744.5539	-6890.8278	38	-37790.7554	-6854.5687	50	-37788.7584	-6874.1928
3	-37744.8565	-6907.1969	15	-37763.121	-6866.178	27	-37745.063	-6888.903	39	-37791.0663	-6853.3645	51	-37797.2433	-6876.5495
4	-37744.7515	-6907.981	16	-37764.9142	-6859.531	28	-37749.6395	-6890.1135	40	-37802.8922	-6856.5547	52	-37793.0303	-6891.808
5	-37748.4057	-6908.9451	17	-37773.577	-6861.868	29	-37747.3062	-6896.9349	41	-37801.9253	-6860.0262	53	-37785.0269	-6889.7411
6	-37746.1387	-6917.5096	18	-37771.769	-6868.511	30	-37746.974	-6898.847	42	-37786.5466	-6855.7587	54	-37785.1692	-6889.1919
7	-37757.424	-6886.927	19	-37757.6176	-6877.3222	31	-37746.878	-6899.202	43	-37779.8686	-6879.4188	55	-37784.2328	-6888.9289
8	-37759.261	-6880.322	20	-37760.1836	-6867.6571	32	-37739.113	-6897.108	44	-37797.4371	-6830.5858	56	-37784.6117	-6887.5106
9	-37760.1408	-6880.5642	21	-37762.1942	-6868.1909	33	-37739.2052	-6896.7769	45	-37807.3451	-6832.2541	57	-37779.1891	-6886.0026
10	-37760.2014	-6880.3465	22	-37759.693	-6877.8733	34	-37738.882	-6896.687	46	-37808.9551	-6834.7861	58	-37777.5663	-6891.8413
11	-37762.698	-6881.0338	23	-37740.6091	-6890.1573	35	-37769.7281	-6876.5774	47	-37773.7707	-6890.7871			
12	-37761.774	-6884.356	24	-37740.9388	-6890.2445	36	-37774.8417	-6857.8968	48	-37776.4469	-6881.1518			

※本座標は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成13年法律第53号）附則第2条の規定により、日本測地系座標計算によって作成した。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十條第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八條において準用する同規則第三條の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年九月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年七月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ミュージック・シェアリング
- 三 代表者の氏名  
五嶋 みどり
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都千代田区隼町二番十二号 七〇八
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、日本および世界の小学校、養護学校、身障者施設、こども病院に在学、入院または通院する子供達に対して、音楽の楽しみを分かち合い、また、音楽を通じて子供達が異文化を学び、自尊心を高め、自己表現とコミュニケーションの新しい方法を見出す手助けとなるよう、クラシック音楽の演奏会を中心とした様々な音

楽活動に関する事業を行い、文化、芸術の振興及び子供の健全育成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年七月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人日本NPOセンター
- 三 代表者の氏名  
早瀬 昇
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都千代田区大手町二丁目二番一号 新大手町ビル
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、新しい市民社会の実現に寄与することを理念とし、分野や地域を越えた民間非営利組織(NPO)の活動基盤の強化と、それらと企業および政府・地方公共団体とのパートナーシップの確立を図ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年七月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人アートセラピー研究所DAM
- 三 代表者の氏名  
高谷 温子
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都国立市西二丁目九番地の十一

五 定款に記載された目的  
この法人は、不特定多数の市民に対して「歌うこと、踊ること、自分の身体を使って表現することはあらゆる人に与えられた権利である」ことを知らしめ、その喜びを障害者、健常者の区別なく分かち合うことを目的とした文化芸術事業を行う。あわせて高齢者、障害者への音楽療法の研究を行い、地域社会、学校、家庭を結ぶ文化芸術の振興に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年七月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ビジネスシステムイニシアティブ協会
- 三 代表者の氏名  
木内 里美
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都港区西新橋三丁目四番二号 S Sビル三階
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、企業システムのユーザー自身が主体的にITを活用する態勢(システムイニシアティブ)の確立を目指し、企業、団体、業種の枠を超え、先進事例の研究及び発信、問題解決手法に関する情報交流や相互啓発の支援、主体性を發揮できる情報人材の育成に関する事業を行い、広く情報化社会の発展と経済活動の活性化に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年七月二十七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会</p> <p>三 代表者の氏名 土居 範久</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都江東区東陽三丁目二十三番二十一号 プレミア 東陽町ビル</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、情報セキュリティに関連する法人・組織・個人に対し、情報セキュリティ監査に関する啓発、教</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年七月二十七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会</p> <p>三 代表者の氏名 土居 範久</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都江東区東陽三丁目二十三番二十一号 プレミア 東陽町ビル</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、エネルギー環境問題、放射線及び原子力問題に対する一般市民の公正な判断力資質の養成とこの分野における将来の人材の確保及び育成のために、学校及び社会におけるこの分野の教育の充実と正しい知識の普及を図り、もって公益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年七月二十七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人放射線教育フォーラム</p> <p>三 代表者の氏名 長谷川 隼彦</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都台東区東上野六丁目七番二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、エネルギー環境問題、放射線及び原子力問題に対する一般市民の公正な判断力資質の養成とこの分野における将来の人材の確保及び育成のために、学校及び社会におけるこの分野の教育の充実と正しい知識の普及を図り、もって公益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年八月三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構</p> <p>三 代表者の氏名 奥田 碩</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目十番九号</p> <p>五 定款に記載された目的 本機構は、犯罪者や非行少年(更生保護事業法第二条第二項各号に掲げる者及びこれに準ずる者をいう。以下</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年九月十五日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>特定非営利活動法人の合併の認証申請について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第三十四条第四項の規定による特定非営利活動法人の合併の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第十八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十七年九月十五日</p>	<p>育、調査研究及び情報提供に関する事業を実施し、同時に監査と監査人の質の確保を行うことにより、公正かつ公平な情報セキュリティ監査が実施され、情報社会にとって有益なものとして情報セキュリティ監査制度が機能することをもって、公益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出及び定款の変更の届出について 更の届出及び定款の変更の届出について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出及び同法第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十七年九月十五日</p>
<p>一 名称 特定非営利活動法人災害福祉広域支援ネットワーク・サングード</p> <p>二 代表者の氏名 友保 洋三</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都北区田端一丁目十一番一号</p>	<p>認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出及び定款の変更の届出について 更の届出及び定款の変更の届出について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出及び同法第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十七年九月十五日</p>	<p>「犯罪者等」という。)が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>

仮認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第六十二条において準用する同法第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第六十二条において準用する同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年九月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人フィリピン日系人リーガルサポートセンター

二 代表者の氏名

河合 弘之

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区本塩町七番地七 新井ビル三階

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年九月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金 子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

国分寺市西町二丁目六番六、立川市錦町二丁目四番三号  
同番七及び同番十四の各一部 株式会社ライズウエル  
代表取締役 渡邊 裕  
国分寺市日吉町三丁目二十七 港区芝五丁目三十四番六号  
番三十四から同番三十六まで 株式会社コスモスイニシア  
及び同番七十 代表取締役 高木 嘉幸

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十六条第一項の規定に基づき、(仮称)東京港臨港道路中防内五号線、中防外五号線及び中防外三号線道路建設計画に係る環境影響評価書案及び見解書の内容について都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意見を聴く会を開催する。

平成二十七年九月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 日時

平成二十七年十月九日(金曜日)午後二時開始

二 場所

台場区民センター 第一・二集会室

港区台場一丁目五番一号 台場コミュニティおらざ

三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、次のことを記載した公述申出書を平成二十七年九月二十九日(火曜日)までに公述申出先へ持参又は郵送により提出すること。

(一) 氏名(振り仮名を付すこと。)及び住所(法人その

他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名(振り仮名を付すこと。)、住所及び役職名)並びに連絡先(自宅又は勤務先等)の電話番号

(二) 対象事業の名称

(三) 公述しようとする意見の要旨(八百字以内)

四 公述申出先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント係  
郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番  
一号 東京都庁第二本庁舎八階

五 公述人の選定

(一) 公述人の数は、二十五人程度とする。  
(二) 公述しようとする者が多数あつた場合には抽せんにより公述人を選定する。  
(三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六 公述の範囲及び公述時間

(一) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。  
(二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。  
なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午後一時三十分から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催し



ない。

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント係  
郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番  
一号

電話番号〇三(五三八八)三四五三(直通)

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十六条第一項の規定に基づき、(仮称)東京港臨港道路南北線建設計画に係る環境影響評価書案及び見解書の内容について都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意見を聴く会を開催する。

平成二十七年九月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 日時

平成二十七年十月九日(金曜日)午後二時開始

二 場所

台場区民センター 第一・二集会室

港区台場一丁目五番一号 台場コミュニティプラザ

内

三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、次のことを記載した公述申出書を平成二十七年九月二十九日(火曜日)までに公述申出先へ持参又は郵送により提出すること。

(一) 氏名(振り仮名を付すこと。)及び住所(法人その

他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名(振り仮名を付すこと。)、住所及び役職名)並びに連絡先(自宅又は勤務先等)の電話番号

(二) 対象事業の名称  
(三) 公述しようとする意見の要旨(八百字以内)

四 公述申出先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント係  
郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番  
一号 東京都庁第二本庁舎八階

五 公述人の選定

(一) 公述人の数は、二十五人程度とする。  
(二) 公述しようとする者が多数あつた場合には抽せんにより公述人を選定する。  
(三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六 公述の範囲及び公述時間

(一) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。  
(二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。  
なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午後一時三十分から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催し

ない。

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント係  
郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番  
一号

電話番号〇三(五三八八)三四五三(直通)

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年九月十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。  
平成二十七年九月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名 銀座五丁目再開発計画

二 店舗所在地 中央区銀座五丁目一番一ほか

三 設置者名 サッポロ不動産開発株式会社ほか  
一名

四 設置者住所 渋谷区恵比寿四丁目二十番三号は

<p>五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社つゝれ屋ほか未定</p>	<p>二十 縦覧時間 東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二か所 店舗北側</p>
<p>六 新設をする日 平成二十八年六月十五日</p>	<p>一 店舗名 (仮称)京橋二丁目西地区第二種市街地再開発事業施設建築物 中央区京橋二丁目二番二十七合</p>	<p>十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十一時まで</p>
<p>七 店舗面積の合計 二千七百二十一平方メートル</p>	<p>二 店舗所在地 京橋二丁目西地区市街地再開発組合</p>	<p>十七 届出日 平成二十七年八月二十五日</p>
<p>八 駐車場の位置及び収容台数 隔地 十八台</p>	<p>三 設置者名 中央区八重洲二丁目七番七号</p>	<p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>
<p>九 駐輪場の位置及び収容台数 隔地 二台</p>	<p>四 設置者住所 株式会社明治屋ほか未定</p>	<p>十九 縦覧期間 平成二十七年九月十五日から平成二十八年一月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>
<p>十 荷さばき施設の位置及び面積 隔地 五十八平方メートル</p>	<p>五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社明治屋ほか未定</p>	<p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 十三・三七立方メートル</p>	<p>六 新設をする日 平成二十八年十一月一日</p>	<p>一 店舗名 東京ガーデンテラス</p>
<p>十二 小売業を行う者の開店時刻 午前九時</p>	<p>七 店舗面積の合計 三千七百七平方メートル</p>	<p>二 店舗所在地 千代田区紀尾井町一番地二ほか株式会社西武プロパティーズ</p>
<p>十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時三十分</p>	<p>八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 二十五台</p>	<p>三 設置者住所 豊島区南池袋一丁目十六番十五号</p>
<p>十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十一時まで</p>	<p>九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗内 十九台</p>	<p>四 設置者住所 未定</p>
<p>十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一か所 隔地</p>	<p>十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 百十四平方メートル</p>	<p>五 小売業を行う者の氏名又は名称 未定</p>
<p>十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十一時まで</p>	<p>十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 十一・三四立方メートル</p>	<p>六 新設をする日 平成二十八年四月二十六日</p>
<p>十七 届出日 平成二十七年八月二十五日</p>	<p>十二 小売業を行う者の開店時刻 午前五時ほか</p>	<p>七 店舗面積の合計 千四百九十五平方メートル</p>
<p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十三 小売業を行う者の閉店時刻 翌午前一時ほか</p>	<p>八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 四十六台</p>
<p>十九 縦覧期間 平成二十七年九月十五日から平成二十八年一月十五日まで。ただし、</p>	<p>十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前四時三十分から翌午前一時三十分まで</p>	<p>九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗南東側 五十台</p>
<p>十 荷さばき施設の位置</p>	<p>十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 十分まで</p>	<p>十 荷さばき施設の位置 店舗内 三百十二平方メートル</p>

<p>置及び面積 十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 十六・三〇立方メートル</p>	<p>十二 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 二十四時間営業ほか</p>	<p>十三 来客が駐車場を利用することができる時間帯 二十四時間</p>	<p>十四 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二か所 店舗北西側ほか</p>	<p>十五 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 二十四時間</p>	<p>十六 届出日 平成二十七年八月二十五日</p>	<p>十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p>	<p>十八 縦覧期間 平成二十七年九月十五日から平成二十八年一月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p>	<p>十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価

本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001



この用紙は、再生紙のうえ  
 リサイクルできます。